

# 知っておきたい裁判員制度

平成二十二年五月二日からスタートした裁判員制度。テレビや新聞でも頻りに報道されており、国民の関心も高いようです。裁判員は毎年の選挙人名簿をもとに選ばれ、選挙権を有する大人なら、一部の職業を除いて誰もが経験する可能性を持っています。もし私たちが裁判員に選ばれたとしたら、それはどのような手続きを経て選ばれ、どの程度の期間がかかり、そしていったい何をすればよいのでしょうか。また、そもそも裁判官や弁護士などの法律の専門家ではない一般市民が、「人を裁く」という重大な仕事を問題なく担うことができるのでしょうか。

ライフプラン協会では今回、私たちの生活に大きな影響を与えるであろうこの制度について分かりやすく概要を紹介するとともに、現状や今後の在り方について取材を行いました。

## 制度の概要

裁判員制度（国民の司法参加）の導入は、平成一六年五月の国会で成立した「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を目指す法案の中で、司法制度改革三本柱の一つに位置づけられており、五年後の昨年五月二日に施行されたものです。八月三日には東京地方裁判所で最初の公判

が行われました。

司法制度改革の三本柱は

- ①国民の期待に応える司法制度の構築
- ②司法制度を支える法曹の在り方の改革
- ③国民的基盤の確立（国民の司法参加）

国民の司法参加導入の目的は

- ・国民が裁判に参加することにより、法律の専門家ではない人たちの一般的感觉を裁判の内容に反映させる。
- ・司法を身近に感じてもらい、国民の司法に対する理解と信頼が深まることを期待する。
- ・刑事事件について関心を持つことにより、防犯意識が高まり、犯罪の少ない社会の実現を目指す。

## 裁判員の仕事は何か

①公判に出席します。

裁判所の法廷で行われる裁判に出席します。

証拠や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する検察官・弁護人の質問を聞き、自ら質問も行います。

②評議・評決を行います。

裁判で明らかにされた証拠をもとに、犯罪事実の認定

- ・法令の適用
- ・刑罰の決定

について話し合い、その結果を決めます。

事件ごとに原則として裁判官三名、裁判員六名の計九名の合議体を構成し、公判や評議・評決にあたります。

裁判員の意見は裁判官の意見と同等の扱いで、評決は多数決で行われます。

ただし、裁判官、裁判員それぞれ一人以上の賛成が必要です。

③判決宣告に立ち会います。  
裁判長の言い渡す判決に立ち会います。

## 裁判員が参加するのはどのような事件か

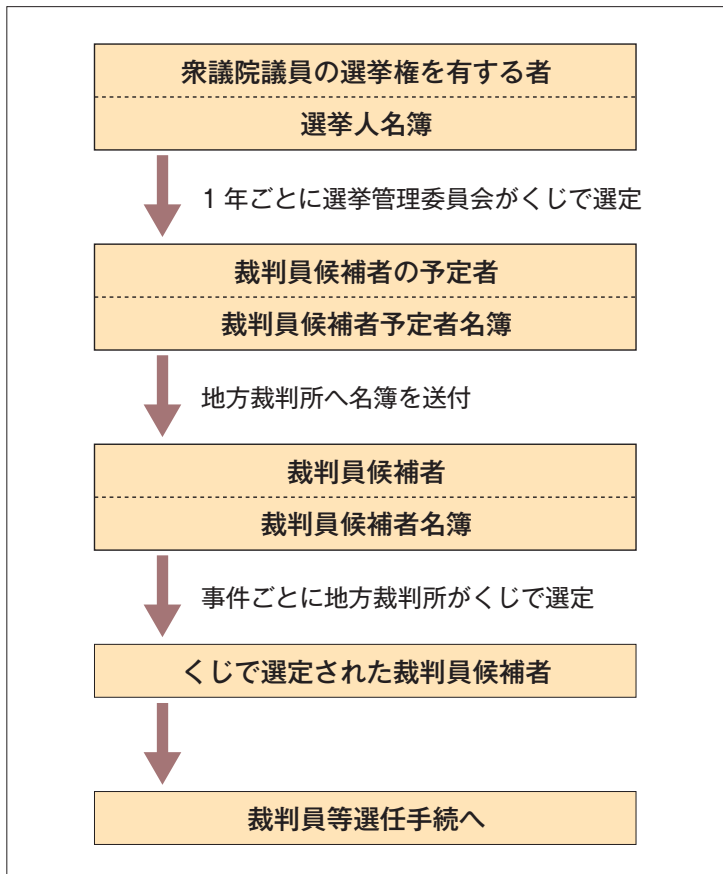
地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪など、一定の重大な犯罪についての裁判です。

## 裁判員はどのようにして選ばれるのか

衆議院議員の選挙権を有する選挙人名簿の中から選ばれます。

①選挙権のある人の中から、次の年の裁判員候補者となる人を毎年くじで

資料 1-1 裁判員候補者選定手続きの流れ

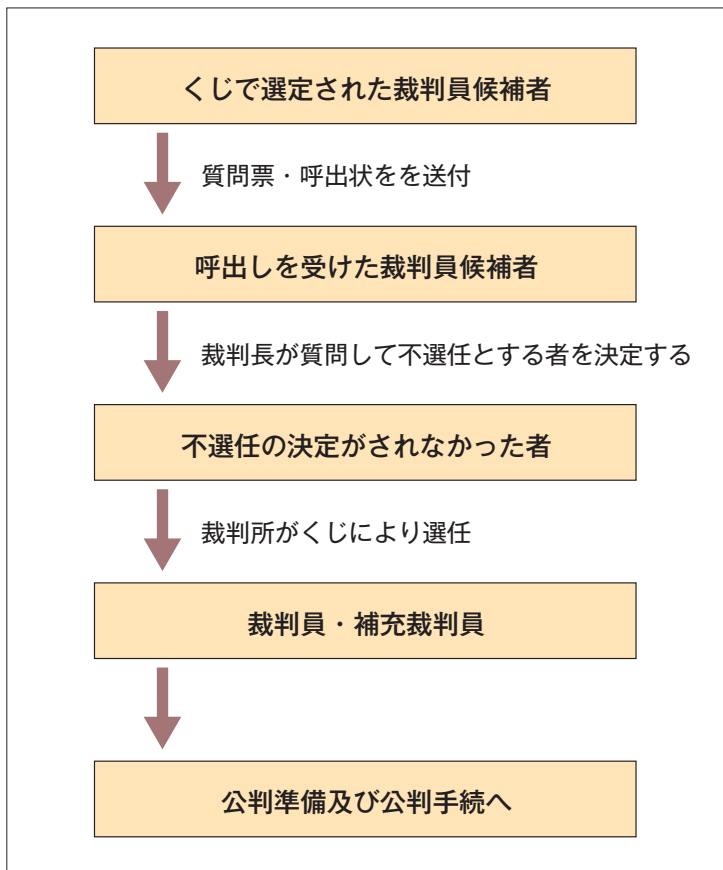


選び、各地域の裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

裁判員候補者名簿に記載されるのは全国で毎年三〇万人位です。名簿に名前が載った時点で候補者には、裁判所から一二月頃に通知されます。

この段階で明らかに裁判員になることができない人は、同封されている調査票を返送し認められれば、実際に候補者として選ばれることはなぐなります（資料1—1参照）。

資料 1-2 裁判員等選任手続きの流れ



【裁判員になることができない人】

義務教育を終了していない人・禁固刑以上の刑に処せられた人・心身の故障のため裁判員の職務遂行に著しい支障のある人・審理する事件の被告人または被害者、その親族、同居人・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員・裁判官、検察官、弁護士、警察官等・都道府県知事及び市町村長・自衛官・裁判所が不公平な裁判をする恐れがあると認められた人などです。

②次に事件ごとに、地方裁判所は裁判員候補者名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選んで、「呼出状」と「質問票」を候補者に送付します。この時点で明らかに欠格事由や不適格事由に該当したり、明らかに辞退が認められる候補者は「質問票」に回答することで呼出しを取り消されます。

裁判所に呼び出された候補者は、裁判官から裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合の理由などについて質問を受けたあと、不選任手続きを経て最終的な裁

判員候補者が残ります。そして最後にはくじで裁判に必要な裁判員と補充裁判員が選ばれます（資料1—2参照）。

#### 【辞退が認められる場合の理由】

七〇歳以上の人・地方公共団体の議会の議員（会期中に限り）・学生または生徒・過去五年以内に裁判員、検察審査員を務めたことのある人・過去一年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人・一定のやむをえない理由があり裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

#### 裁判員が負う義務

##### ① 出廷義務

裁判員は、公判期日に出廷する義務を負います。正当な理由なく出廷しない場合、一〇万円以下の過料が課されます。

また、評議に出席し、意見を述べなければなりません。

##### ② 守秘義務

裁判員は、評議の内容やその他職務上知り得た秘密を外に漏らすことを禁じられています。守秘義務は裁判終了後も負うこととなります。守秘義務に

違反した場合は、六ヶ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられます。

#### 専門家にうかがう

以上が制度の概要ですが、やはりこれだけでは不明な点もあります。

そこで今回、裁判員制度に見識の深い、弁護士の小野正典先生を訪ね、制度の概要と、スタートしてからこれまでの裁判の実情と感想等について伺いました。

小野先生は、日本弁護士連合会内で裁判員制度について検討・検証を行う委員会「裁判員本部」の部長代行であり、最高裁判所の諮問機関「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の委員も務めていらっしゃいます。



小野正典弁護士

●裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか？

各地の地方裁判所が抱えている事件、裁判の数によって一年間に必要な裁判員数は決まります。

事件、犯罪の少ない地域（県）は裁判員の数も少なく済みます。ですから選ばれる確率は、地域間で相当な差があります。

全国平均でということになれば

・裁判員になる確率は一年間で五〇〇人〜六〇〇〇人に一人、一生のうちだと二二〇人に一人位？

・裁判員候補者になる確率は一年間で五〇〇人に一人、一生のうちだと一〇人に一人位？  
といったところでしょうか。

●検察官と弁護人は候補者を不選任することができるのでしょうか？

不選任とすることができます。

一般的には検察官と弁護人がそれぞれ四人まで理由を示さず候補者から不選任できます。

また、裁判長は不公平な裁判をする恐れがあると認めた場合、候補者を不選任できます。

この場合の人数制限はありません。

●不選任の理由は教えてもらえますか？

資料2 最高裁判所「裁判員裁判」の実施状況について（制度施行～10月末・速報）より

辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前	選任手続期日当日
判決人員	47		
選定された裁判員候補者の総数	4,200		
辞退が認められた裁判員候補者の総数	2,218	2,014	204
調査票の回答に基づく辞退（70歳以上、学生等）※注2	764	764	
疾病傷害	320	305	15
介護養育	246	221	25
事業における重要用務	513	430	83
社会生活上の重要用務	39	27	12
辞退政令1号（妊娠中又は産後8週以内）	21	20	1
辞退政令2号（法16条8号口以外の介護養育）	30	26	4
辞退政令3号（親族等の同居人の入院等の付添い）	18	13	5
辞退政令4号（出産等への立会い等）	6	5	1
辞退政令5号（遠隔地）	56	53	3
辞退政令6号（その他精神上又は経済上の不利益）	193	138	55
その他の辞退事由※注3	12	12	—

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。
- 2 「調査票の回答に基づく辞退」には、①裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、呼び出さない措置がされたもののほか、②欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、③転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。
- 4 速報値である。

選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	47
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	1,377
理由あり不選任（法34条4項）	7
辞退による不選任（法34条7項）	204
理由なし不選任（法36条）	229
くじによる不選任（法37条3項）	937
質問なし不選任（規35条2項、3項）※注2	—

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。
- 2 「質問なし不選任」とは、①あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び②選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。
- 3 速報値である。

教えてもらえません。  
不選任理由は伝えなくてよいことになっ  
ています。

●これまでの裁判員候補者の呼出状に  
基づく出席率ほどの位ですか？  
大体九〇%位といわれています。  
当初の予想以上に高い出席率です。

●裁判員を辞退することはできま  
すか？  
裁判所が認めた場合は辞退できま  
す。  
特定の職業や立場の人に偏らず、広  
く国民の皆さんに参加していただく制  
度ですので、できる限り辞退しない  
ほしいと思います。しかしながら、現  
状では辞退の件数も多く見られ、比較  
的柔軟に認めているようです。  
辞退が認められるかどうかは裁判所  
の判断になりますが、もし業務の都合  
上、どうしても都合が悪いようであ  
れば、しっかりと裁判所へ理由を申し出  
ることが大切です（資料2参照）。



●裁判員は急用の場合、裁判を欠席することができませんか？

裁判所が認めればできます。

裁判所に事情を説明し、認めてもらうことになると考えます。

裁判員は欠席すると、評議や裁判の連続性から解任扱いとなり、補充裁判員の中から裁判員が選ばれることになります。

補充裁判員は評議や裁判の最初から継続して傍聴することになっています。

●裁判員は、全国で年間二五〇〇件の事件といわれる刑事重大事件の全てに出席するのですか？

「裁判員や親族に対して危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が困難な事件」については除外されます。

●裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

法律のことを知らなくても大丈夫です。

裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」については裁判官から丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。

●評決の際の、保留、棄権は認められますか？

認められません。

意見を述べなければならぬことになっていきます。

例えば、裁判で「わからない」という事は「検察の立証がわからない」ということになるのです。起訴事由が認められず、その裁判員は「無罪」という意思表示をしたことになります。

●裁判には時間がかかり拘束日数が長くなるのでは？

早ければ二日程度で終わります。

実際の裁判にかかる日数はそれぞれで、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

一日の日程も基本的には夕方には終わります。早朝や夜遅くまでかかるということはありません。

●裁判員となるために仕事を休むことはできますか？

裁判員となるために必要な休みを取ることが法律で認められています。

また、裁判員として仕事を休んだことを理由に会社が社員を解雇するなど不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

企業によっては有給制度を新設しているところもあります。

なお、必要に応じ、裁判所へ申し出ることによって、選任手続や裁判のために裁判所へ出廷した日数などの証明書を発行してもらえます。

#### 【特別休暇制度】

総務省は昨年、地方自治体に対し、裁判員について特別休暇扱いとするよう要請しており、多くの地方自治体が特別休暇制度の対象としているようです。

●裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

心配ありません。

裁判員の名前や住所などは次の理由から公にされません。

・裁判の公正さやその信頼を確保するため

・評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするため

・裁判員の保護(プライバシー保護・身体保護)

勿論、裁判が終わるまでは、自分が裁判員であることも公表してはなりません。

守秘義務に違反した場合は罰金もありません。

もし、検察官や弁護士などが裁判員の氏名などをもらした場合には刑罰が科せられることになっています。

●裁判員になったことを職場の上司や、家族にも話してはいけませんか？

裁判員として、職務上知り得たことや評議、評決内容についてはどうですか？

裁判員になったことを上司や家族に話すことは大丈夫です。公表には該当しません。

ただし、職務上知り得たことや、評議の経過などについては話してはなりません。

●マスコミ対応等が心配です。記者会見をしていたり、裁判員としての経験談が報道されたりしていますが、守秘義務に抵触しないのですか？

裁判員であったことや感想等を話すことはかまいません。

ただし、職務上知り得たことや、評議の経過などについては話してはいけません。

裁判は元々公開されていますので、公開された場での出来事を公表することには問題はありません。非公開である評議の経過等の取り扱いが重要なのです。

それと、判決宣告前の接触は絶対禁止です。

●裁判員には、裁判員としての職務に要した費用は支払われますか？

勿論、規定によって支払われます。日当額については上限一万円(候補者は上限八〇〇〇円)と定められています。

日当については、雑所得扱いとなります。年間二〇万円以下の雑所得であれば確定申告は必要ありません。

裁判所では、源泉徴収は行いません。また、日当は「報酬」ではありませんので、もし公務員であったとしても日当を受け取ることに何ら問題はありません。

●裁判員制度が実施され、裁判がよくなつたと感じるところはありますか？

裁判の進め方が「書面主義」から「口頭(直接)主義」に変化してきています。

従来は、捜査機関が作り上げた書類にもとづいて、裁判官、検察官、弁護士という専門家だけで裁判を進めていました。評議などはそれほど時間をかけていなかったと思われれます。

しかし裁判員という専門家ではない第三者が入ることにより、裁判官、検察官、弁護士それぞれの主張や事件の経緯、中身を書類を読むのではなく、法廷の場だけで「判りやすく」説明する必要が出てきました。評議についても裁判官と裁判員全員が意見を述べ、じっくりと取り組むようになりました。今まで私たちの関係のないところで行われているという感覚だった裁判が、より「身近に」「判りやすく」「公正に」

なつてきたと思います。

●問題点や今後の課題はありますか？

今のところ大きな問題点は聞いておりません。まだ裁判例が少ないということもあり、今後事例を重ねることで見えてくると思います。先ほどの「口頭主義」についてもまだ不十分な点はあると思います。

●裁判員になった方達から寄せられた声、感想、要望等について教えてください。

最高裁の有識者懇談会で公表された実施状況の調査結果を見ても、「大変よい経験になった」という回答が多く、全体的には思いのほか順調に推移していると言えます(資料3参照)。

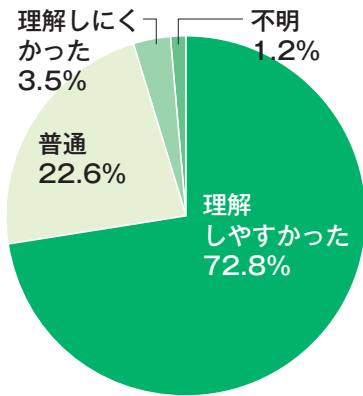
●最後に、先生のご意見等をお聞かせください。

今まで、裁判というのは市民にとつてすごく遠い存在だったのですね。全部お上に任せておけばよかった。しかしこれからは「私たちの地域で起こった事件は私たちの問題で、私たちの手で何とかする」ということなのです。行政も立法も、今は市民の意見を積極的に採り入れようとしています。司法だけが無かったのです。

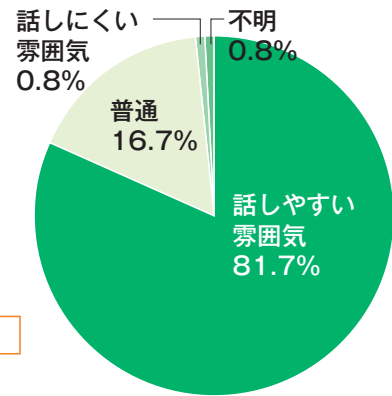
そして先ほども触れたように、市民

資料3 最高裁判所「裁判員制度の運用等に関するアンケート（平成21年8～10月分調査報告より）」 n=257

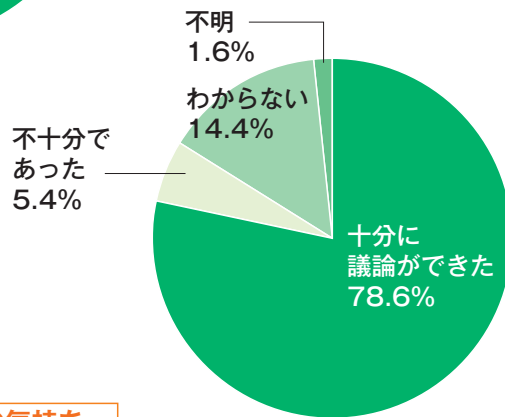
審理内容の理解のしやすさ



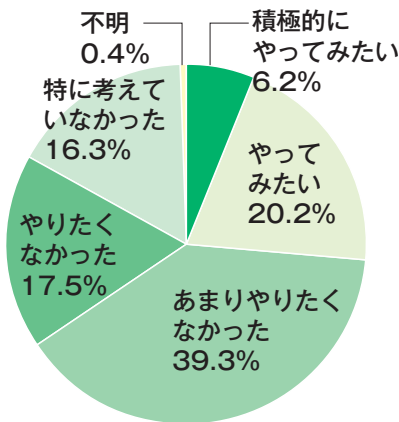
評議における話しやすさ



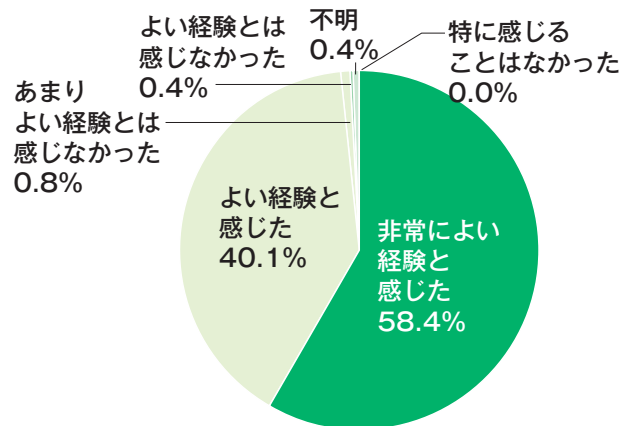
評議における議論の充実度



裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



まとめ

の健全で常識的な感覚をもって評議の時間をかけることは、単なる捜査機関の追認ではなく、本来の意味での「裁判所独自の判断」をする裁判に変わっていくだろうと思っております。

今の時代、行政においては、地方分権が進められ、地域主権が叫ばれています。そして各地方自治体の現場では「住民との協働」による行政が推進されるようになりました。

小野先生のお話にもあったように、裁判員制度はまさに司法における「地域主権」の始まりなのではないかと強く感じました。私たち市民が地域の刑事事件に関わることで、犯罪の抑止につながり、安全・安心な地域づくりにも大きく繋がることを期待したいと思います。今後、各地で裁判員裁判が開催されることで、新たな問題が出てくるかもしれませんが、制度の良好な運営・発展を願わずにはいられません。そして、もし私たちが裁判員に選ばれたときは、都合のつくかぎり真摯に対応したいものです。

「私たちの地域で起きた問題は私たち自身の問題でもあるのです。」

【取材協会職員 岡山三治・東堂玄幸】